

はんさん

Vol.34
2008年8月

[はんさん]は[HotAnd New South Akita NPO]の頭文字から名付けた造語。[県南のNPOを情報でつなぐ]という思いをこめました。



7月29日(火)、増田町盆踊り保存会は後継者育成活動の一つとして、夏休み特別企画“体験盆踊り”を実施しました。会員と児童との交流を深め和やかなひとときを過ごしました。(詳しい団体紹介は、本誌“活動ウォッチング”をご覧ください。)

トピック

セミナー報告「NPO法人のための会計経理講座」
～NPO法人の収益事業と消費税～

共に創る“まち”

NPOと行政が良好な関係の構築と情報を共有する場「しゃべるヴェ」
利用者のための公共空間を創り出す
～仙台市市民活動サポートセンター開館時の現場から～

活動ウォッチング/クローズアップ/助成金情報/イベント情報/キャッチボール・ボード/コラム県南弁ゼミナール

セミナー報告「NPO法人のための会計経理講座」

「NPO法人の収益事業と消費税」

6月13日(金)、秋田市の遊学舎で、「会計経理講座」NPO法人の収益事業と消費税」が開催されました。年度末後に会計報告を提出するための明らかな報告作成のためには、日々の会計処理が大切になってきます。今回のテーマ「収益事業と消費税」を実務上理解して、団体内の毎日の会計業務に活かしていきたいでしょう。



はじめに 東北税理士会秋田県支部連合会長の 佐々木茂美さんのご挨拶

税金のことに取り組む税理士の立場で、社会に役立つための方策の一つとして、NPO支援を行っています。会計報告は、所轄官庁の県への報告が出発点になりますが、「会費・寄付・ファンドなどによる収入が、目的に沿った適正な活用をされているか」「税申告にきちんと

対応しているか」などの観点により、地域社会で生活している皆さんへの報告ともなります。明らかな会計報告により、透明な情報開示を経て、地域との信頼関係構築につながることで、会計の本来の目的です。

講義2 NPO法人の消費税について

●消費税に関しては、NPO法人が物品販売やサービスの提供によって対価を得れば、消費税法上の免税事業者でない限り課税対象となります。「課税売上高が1000万円を超えているかどうか」が判断基準となり、1000万円を超えると、2年後の事業会計年度から消費税を納入することになります。

●国内取引では、資産の譲渡がある場合に、消費税の対象となる可能性がでてきます。

●消費税の経理処理では、税込経理と税法経理がありますが、予算規模が5000万円以上だと税法経理が適しています。

●会費収入に関しては、通常会費は、法人としての通常の業務運営のために経常的な費用の一部を担い、その存続を図るための会費なので、課税対象外の取り扱いで差し支えありません。一方、対価性のある会費(出版物の購読料、映画・演劇などの入場料、職員研修の受講料、施設の利用料など)は、資産の譲渡などの対価として、消費税の課税対象となります。対価性があるかどうか判断困難な会費について、法人が継続して消費税の対象にならないものとして処理し、かつ、事業者が支払っている場合に課税仕入れの対象にしていることを条件に、消費税の対象としないことが認められています。この場合、会費などの領収書・請求書などにその旨を記載するか、または定款などにそのことを明記して、会員などに通知する必要があります。

●NPO法人が発行する会報に関しては、原則として、無償で会報が発行されているものは課税対象外、対価を得るものは課税対象です。通常会費を納めている会員に会報が無償で配布されている場合、その通常会費と会報の対価性が問題になります。会報が、NPO法人の業務運営の一環として発行されて会員などに配布される場合には、その経費が会費で賄われていても、会報配布は資産の譲渡に該当しません。また、会費を徴収して会報を発行し

たり、会報が書店などで販売される場合であっても、NPO法人の業務の一環としての発行であれば、資産の譲渡に当たらないものとして取り扱います。

●定期総会を開催する場合、定期総会の参加費は、通常会費と同様、NPO法人の活動の一環としての経常的な費用の会員による分担のため、参加者と役務の提供との間に明確な対価関係は認められず、課税対象外となります。定期総会後に懇親会を行う場合、懇親会費込みで総会参加費を収受する時には、参加費と懇親会費用との間に明確な対価性はないので、課税対象外です。しかし、懇親会費を別に収受する時には、対価性が明確と考えられ課税対象となります。

●寄附金・祝金・見舞金などは、対価性があるとは認められず、原則として課税対象にはなりません。しかし、名目は寄附金でも、対価性があると認められる時には、課税対象です。

●NPO法人の主な非課税の取引は次の通りです。

1. 土地の譲渡および貸付
2. 有価証券などの譲渡
3. 介護保険法による居宅介護サービスなど
4. 社会福祉事業
5. 身体障がい者用物品の譲渡
6. 学校教育法による教科用図書等の譲渡
7. 住宅の貸付
8. その他

●NPO法人の行う介護保険サービス事業については、介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給にかかわる居宅サービス(訪問介護・訪問入浴介護その他政令で定めるもの)、施設介護サービスの支給にかかわる施設サービス(政令で定めるものを除く)、その他これに類するものとして政令で定めるものについて、非課税とすることが規定されています。介護サービス事業者がNPO法人であっても他の法人であっても、消費税については、原則、非課税です。

講義1 NPO法人の収益事業について

講師：税理士の佐藤増彦さん

●NPO法人は、法人税については公益を担う特定非営利のために活動をしているので、原則非課税ですが、収益事業を行っている場合には、課税されます。非課税かどうかの判断ポイントは、次の2つです。

1.法人税法上の収益事業34業種に該当するかどうか
NPO法第5条において、NPO法人が法人税法上の収益事業を行った場合には、法人税が課税されます。(これまでの33業種に加えて“労働者派遣業”が収益事業となりました。)

法人税法上の収益事業・34業種

- | | | | |
|---------------------|-------------|------------|----------|
| (1) 物品販売業 | (2) 不動産販売業 | | |
| (3) 金融貸付業 | (4) 物品貸付業 | | |
| (5) 不動産貸付業 | (6) 製造業 | (7) 通信業 | (8) 運送業 |
| (9) 倉庫業 | (10) 請負業 | (11) 印刷業 | (12) 出版業 |
| (13) 写真業 | (14) 庶務業 | (15) 旅館業 | |
| (16) 料理店業その他の飲食店業 | | | |
| (17) 周旋業 | (18) 代理業 | (19) 仲立業 | (20) 問屋業 |
| (21) 鉱業 | (22) 土石採取業 | (23) 浴場業 | (24) 理容業 |
| (25) 美容業 | (26) 興行業 | (27) 遊技所業 | |
| (28) 遊覧所業 | (29) 医療保健業 | | |
| (30) 技芸・学力教授業 | (31) 駐車場業 | (32) 信用保証業 | |
| (33) 無体財産権の提供等を行う事業 | (34) 労働者派遣業 | | |

2.NPO法上の本来事業(非営利事業)か、その他の事業(営利事業)か

●「法人の課税所得＝収益－売り上げ経費など」ですが、この数字を出すためには、日常の会計が大切になります。

●法人税法上の収益事業は、上記の34業種の事業で、継続して事業場を設けて営まれているものです。継続性としては、通販やインターネット上の事業は、継続性があるので収益事業です。1年に1回か2回のバザーは、継続性がないので、収益事業とはなりません。事業場としては、常時の店舗・事務所などのほか、必要に応じて臨時場所を設け、又は既存の施設を利用して行うものも含まれます。事業場の定義としては、広い定義になります。移動販売・移動演劇興行

今回の講座は、収益事業と消費税をテーマにしたものでしたが、会計業務は、毎日の積み重ねによって、明瞭な会計報告が作られます。会計の知識や実務におけるシステムを少しずつ蓄積させながら、地域の皆さんに信頼される活動・組織の土台づくりを篤実に進めていきましょう。



なども事業場を設けていると判断されますし、請負業や代理業も、施設を必要としなくても事務手続き行為により事業場と判断されます。

●左記の34業種であっても、収益事業からはずされるものとして、その性質が公共サービスに準ずるものや、社会通念上課税にじまないもの、低廉なもの、国・自治体に対するサービスなどです。その他、福祉事業や保険契約者保護事業などは収益事業に含まれません。

●収益事業用の固定資産を処分(譲渡・除却)した時には、その譲渡などによる損益は課税対象になります。ただし、長期保有資産だったり、収益事業の廃止による資産の処分の場合には、収益事業の損金に含まれません。また、収益事業以外の事業の固定資産処分では、原則非課税です。

●これまでに「収益を度外視する事業は、税金と関係ない」とされてきました。しかし、3～5年の指定管理制度の協定を結んだ場合、実費弁償型は関係ないのですが、剰余金を団体で使える時には収益事業と見なされるようになり、税務署の確認手続きを考えなければいけません。

●収益事業の34業種でも課税されない場合もあります。「医療・保険業」でも、社会福祉法人は非課税ですが、NPO法人・一般法人は課税対象。「技芸教授料」では、洋裁などは課税対象ですが、英会話スクールなどは非課税。

●NPO法人にとって、事業活動の判断は重要になってきます。

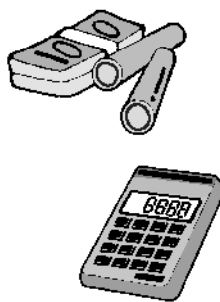
●NPO法人の申告の実務は、次の通りです。

1.NPO法人として税務署などに提出するもの

- ・法人の設立届・青色申告の承認申請書
- ・給与の支払開始届・源泉所得税の特例納付申請書
- ・減価償却資産の償却方法の届出書
- ・消費税に関する届出書
- ・都道府県に対しては減免申請書
(ただし、収支の規模が8000万円以下や職員を雇用していないNPO法人は、提出の必要はありません。)

2.収益事業がある場合、次の実務が必要になります。

- ・非収益事業と収益事業に按分された決算書の作成
- ・収益事業から非収益事業の寄付金の計算
- ・交際費の計算
- ・所得金額の確定
- ・申告書の作成



共に創る“まち”

～協働によるまちづくりにむけて～



▲第1回しゃべるヴェの様子

暮らしやすい地域をつくっていくために、住民ひとりひとりが主体的に“まちづくり”に取り組んでいく時代をおかえています。地域に住んでいる人々、NPO やボランティア団体、町内会、PTA、企業、行政などが、異なった立場から協力し合って、心地よく活気のある“まち”を創っていくことが重要になってきます。そこで、このコーナーでは、県内や県外の事例を紹介しながら、協力し合って“まち”を創っていくために「何が大切か」を探っていきます。

準備段階

平成20年2月

●第1回目のワークショップ(テーマ:車座に期待するもの)を開催。そこで出されたものが「情報共有できる場」「良好な関係の構築」

3月

●第2回目のワークショップ(テーマ:車座の運営方法)を開催。名称を「しゃべるヴェ」にし、月1回(第3水曜日)の定例開催。また、会議の円滑な運営と成果の確保を図るこ

これまでの流れ

平成19年7月～11月まで、民間の市民団体と行政の出会いの場、お互いに理解する場の提供を目的に「車座会議」が5回開催されました。それを今後も継続していきたいという声に参加者からあり、世話人会を立ち上げ、運営方法などについて話し合いが行われました。

横手市

NPOと行政が良好な関係の構築と情報共有する場「しゃべるヴェ」

日時/毎月第3水曜日午後1時30分
場所/南部男女共同参画センター
主催/しゃべるヴェ世話人会

●第2回しゃべるヴェ
テーマ「しゃべるヴェで取り組んでいくこと」について話し合う。
★出された意見
①歳を中心とした循環(食育・地産地消・環境・教育)
②協働の意識と仕組みづくり
③情報の共有・整理

4月

●第1回しゃべるヴェ テーマ「情報の共有化に向けて」の話し合いがされ、結果6ヶ月先までの行事予定表「しゃべるヴェカレンダー」を作成する。

5月

●第2回しゃべるヴェ
前回出されて3つのテーマについて内容を深めるためグループワークを行う。

「しゃべるヴェ」開催

とを目的に、ワークショップの手法及びファシリテーションシロングラフィックの研修を実施

●第3回しゃべるヴェ
前回出されて3つのテーマについて内容を深めるためグループワークを行う。

●知事と県民との意見交換会
今回の趣旨は「あきた21総合計画第4期実施計画」策定に際し、県民意見を計画に反映させるために開催。しゃべるヴェの取組ともマッチする「協働」があふれる元気で住みよい地域づくりを進めるには「を開催テーマに設定し、しゃべるヴェを意見交換の場とした。

世居人の山田直美さん(NPO)、小園晴さん(秋田県)、泉絵里子さん(横手市)に今後の展望を伺いました。

NPOと行政が協働を進めていくためには、それぞれの立場にとらわれず気軽に話し合える場が必要。そして情報を共有し、良い関係を築きながら「こんなことで悩んでいます」「や「こんな事ができます」といった参加者の声から協働の種が生まれる場になっていくことを期待しています。今後もそこから中「協働」があふれる、元気で住みよいまち」を目指して場を継続していきたいです。

★テーマについて
①何が問題なのか(現状認識、課題抽出)
②何が必要なか(解決方策)
③自分たちに何ができるのか(役割分担、「協働」)

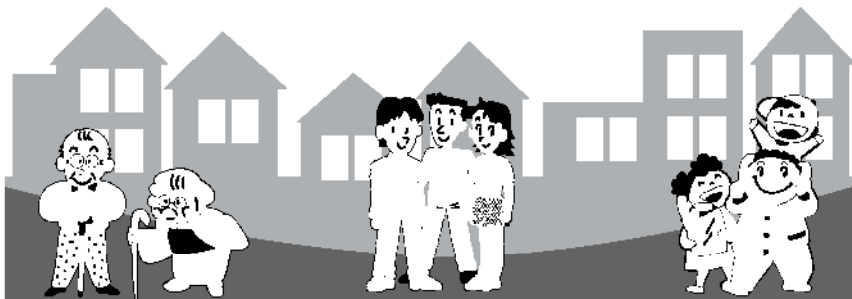
共に創る“まち”

1999年6月、仙台市の施設の管理・運営をNPO法人せんだい・みやぎNPOセンターが担当し、全国初の公設民営の施設として「仙台市市民活動サポートセンター」（通称／サポセン）はオープンしました。以前から作られていた仙台NPO研究会のメンバーに仙台市の職員が参加していたこと、1998年12月にNPO法が施行されたこと、1999年4月に仙台市市民公益活動促進条例が施行されたこと、などの流れの中でのことでした。市民のニーズにより柔軟に対応するために公設民営の形で運営されることになりました。試行錯誤の準備期間、また認知されずに利用者が少なかったオープン直後を経て、情報提供の仕組みが整い、講座などの企画もメニューが多様になり、利用者が着実に増え、順調に増え、場所も豪華街・広瀬通り沿いに移転して、現在に至りました。ほぼ9年前の開館時に関わったお二人

背景

舞台／仙台市市民活動サポートセンター 設置主体／仙台市
管理・運営／NPO法人せんだい・みやぎNPOセンター

仙台市
利用者のための公共空間を創り出す
「仙台市市民活動サポートセンター」
開館時の現場から



の言葉に、協働にむけてのメッセージが込められています。

Q・1 施設の管理運営をNPOに任せる市の現場担当として、どんな心構えで業務に当たりましたか？
A・1 同じ現場にいるといっても、市民活動支援室（仙台市）はビルの貸借事務や市民公益活動促進委員会（仙台市の附属機関）の運営等を主に担当し、サポセンの主たる機能としての窓口対応や情報支援、人材育成・ネットワーク形成のためのイベント開催などの各種ソフト事業をNPOが担当するという役割分担がありました。そうしたソフト面ではNPOがその特性と能力を十分に発揮できるような、できるだけ黒子に徹しようと思っていました。それは、行政があまり得意とはいえない分野を担ってもらおうとしたわけですから当然のことです。（もともと、古いビルだったため雨漏りや案内表示の問題などで、それこそ、日常的に協働が必要でした。同じ現場にいれば大変なことになっていかもしれません）ただし、サポセンは、住民の福祉向上を目的に条例で設置された、公の施設。ですから、その役割が確保されるよう行政の立場から補足する必要は感じていました。

Q・2 公設民営での行政の役割、民の役割をどのようにお考えですか？
A・2 「中立性」「公平性」が求められる行政と、個々のミッションに基づく専門性と柔軟性が特徴のNPO、その性格とあり方が全く異なる双方が施設運営で協働するのは、「公共を担う」という共通の目標を持つからです。資金調達や安定性・継続性などの面で強みを持つ行政に対し、新たな課題などに迅速に市民の立場で柔軟に対応できるNPOが双方の強みを活かし補い合うことで公設民営は大きな力を発揮します。

Q・3 最初の3年間、サポセンの現場においてどんなことを感じていましたか？
A・3 1999年を「市民協働元年」と内外に宣言しその象徴的な施設となったサポセンでしたが、公設・NPO運営という全国的にもあまり例のない先駆的で実験的な取り組みの現場は、仙台市から参加した3人にとっても毎日が発見や驚きの連続で、だからこそ刺激的でもありました。運営を担うせんだい・みやぎNPOセンターのスタッフ

行政とNPO強みを活かし合う信頼関係

オープン当時、仙台市市民活動支援室室長として現場で共に常駐した鈴木憲二さん（現在、企画市民局区域課長）に聴きました。

7全員が、意欲的で日々議論を重ね、利用者のためのサービス改善を次々に実現していく対応は、私たちの期待を上回るものでした。“公共の新たな担い手”としてのNPOの力を確信する場となりました。

Q・4 4年目、本庁に戻って、庁内の他の職員に協働を伝えるときに考えたことは何でしたか？

A・4 本庁に戻ったとき、“市民協働はサポセンから始まる。”つまり、協働に関する様々な情報を得たりその手法を理解したりNPOと接触したりする、そこが市民協働を始める拠点施設なのだという認識は殆どの職員に理解されていると感じました。従って、私たちが、協働を他の職員に伝える必要は殆どなかったと言ってよいほどです。NPOのことはNPOに訊け、協働はそこから始まるという認識の浸透を実感したものでした。



▲鈴木さんがサポセンに勤務していた頃。後列、左から3番目が鈴木恵一さん

Q・5 行政とNPOとの協働を実現し成功させるポイントは何だとお考えですか？

A・5 2でも述べましたが、行政とNPOでは、基本的にその組織の性格やあり方(本質)が異なります。その特徴や機能を相互に理解しあい役割分担を明確にすることが最大の効果を発揮することにつながります。しかし、その基本は相互の信頼です。対等な立場での協働を成功させるためには、機会をはじめ市民に説明責任を有する行政側にもNPOはそのミッションと力量を明確な形で示す必要があります。行政側はそれを正しく評価し相互の信頼関係を築くことが重要です。仙台市では、サポセンの運営以外でも福祉や環境、男女共同参画などさまざまな分野でNPOとの協働が行われ進化し続けています。いずれもが対等な立場での責任と役割の分担が行われた結果です。公共の担い手にも上も下もありません。お互いを認め合い、信頼しあってこそ行政とNPOの協働も成立するのだと思います。

Q・6 住民主体のまちづくりに必要なことは何だとお考えですか？

A・6 行政職員としての立場からは、職員が市民の中に実際にいることが大切だと思っています。役所の中で公平性や中立性にばかり縛られていると原則論でしか物事を考えられなくなります。実際に様々な

市民の現場に向くことで見えてきて、やらなければならぬことの認識度は全く違ってくるものです。少子高齢化が進むこれからは地域課題が多くなるのが予想される分、市民もより主体的に地域活動・市民活動に参加することが期待されるようになっていくでしょう。生産人口が減少していく分、地域の活力は減退していくかもしれません。現役を退いた所謂団塊の世代等

「何を目指しての協働なのか」を明確に！

オープン当時、NPO法人の職員として、サポセンの業務に当たった工藤寛之さん(現多賀城市市民活動サポートセンター長)に聴きました。

Q・1 施設の管理運営をまかされたNPOとして何を大切に、業務に当りましたか？

A・1 サポセンが開館したのは1999年。当時はまだ「官民協働」という言葉すら普及していなかった。先行的な状況だったので、先行事例としてこの仕事に取り組むことには大きな使命感を感じつつ、常に緊張感をもって勤務していたことを思い出します。

当時、協働を進める上で最も重要なことは「ミッションとビジョンの共有」であり、現場の仕事としては「市民における「対話」と「仕組みづくり」ではなかったかと思えます。「ミッションとビジョンの共有」とは、すなわち、事業の目指すべき

のパワーは、新たな公共”を作り出す大きな力となり得ます。仙台市では、こうしたシニア世代の公共的活動を引き出し支援しようと、昨年「仙台市シニアセンター」をオープンさせました。

また、現場に向き市民と直接向き合うことで信頼関係も生まれ、お互いの役割をそれぞれ認識し合うことでこそ、住民主体のまちづくりが進むのではないのでしょうか。

展望であり、事業によって果たすべき目的を指します。具体的には、仙台市のスタッフもせんだい・みやぎNPOセンターのスタッフも、「仙台市市民活動サポートセンター」がどのような「公共空間」であるべきかを考え、つねにそのイメージを共有し続けるという一連の作業が必要でした。そのためには定期的に意見交換をし、また、日常的な会話の中でも、新しく芽吹いた公共施設の場所をどのように育てていくべきかを語り続けました。上述の通り、私たちは官民協働の先行事例として注目され、その実施に必要な手続きや手順について毎日のように問い合わせをいただきました。しかし、それら手順や手続きの前に、「何のために

共に創る“まち”

この協働事業が必要とされたのか？」ということ現場にいるすべてのスタッフが共有することが最も大切なことであり、この基礎となる意識の共有がなければ、その後の事業評価も事業改善もありませんでした。また、それらのイメージをイメージに落とし込まないように、施設利用のルールや備品管理の手順、情報収集の手法や使用料の管理に至るまでをマニュアル化し、市の担当者や私たちのスタッフが代わっても、安定的かつ継続的にサービス提供ができるように努めました。さらに、後年にはこれらの仕組みづくりの成果を広く市民と共有することによって、新たに他のNPOが公共施設の運営に参画する際の参考としていただいたり、新たな協働事業を開始する上での雛形として活用していただくことにもつながりました。

Q・2 サボセンの現場で、どんな時に大変だと感じましたか？

A・2 サボセンの初期の段階で苦労したのは、行政の仕組みをまず理解し、ある程度まで使いこなせるようになることでした。

行政の仕事は「お役所仕事」と言われるように、一般的に融通の利かないサービスの代名詞として捉えられていることが多いのですが、それにはしっかりとした制度上の理由があります。税金で供給されるサービスは「広く・あまねく・平等に」という原則に従っているもので、公金を預

かる以上はこのルールを安易に否定する事はできません。しかし、一方で前例主義的に、慣例として行政内部で定着してしまった文化もありましたから、これは市民側の視点から理由を明確にしてなるべく改善を図り、新しい公共サービスのあり方を目指しました。公共のあり方、行政のあり方、市民のあり方を常に意識しながら自分の仕事を設計して実現する。このプロセスを自分の仕事の中で循環させるには、結構、時間がかかったように思います。

Q・3 施設設置で民のよさを出すには、どういったことを心がけましたか？

A・3 これは微妙な言葉の違いなのですが、私としては仙台市市民活動サポートセンターを「行政施設」と言わずに、あえて「公共施設」と呼称することにこだわりました。なぜなら「行政施設」と言うと、それはあくまで「行政機関」の一部を私たちが担うという以上の意味をなさないので、そうではなく、市民として私たちがその運営を担う以上は、行政の枠をはるかに超えた「公

共」というフィールド全体を豊かなものにしていく使命を担った訳です。ですから、その意味で事業運営にあたり設置者の仙台市以外に、利用者のみならず市民として意見を寄せていただくことで、施設運営そのものに「参加」していただくというスタンスを大切にしました。例えば、貸出用備品の種類や購入圖書の希望から始まり、貸出の手約申込規定の見直しと言った設置規則・要領変更を伴うものまで、施設が市民の広場として使い勝手の良い場所にするための工夫には、多くの時間を費やしました。

Q・4 NPOと行政の協働成功のために、何が重要だと思いますか？

A・4 やはり何を目標としてその協働を行うのか？その事業ごとに求められるミッションとビジョンの共有が何より必要だと思っています。協働は市民の参画をもってその地域の社会を進化させるための手段であり、方法にすぎません。それを抜きにして協働事業の本数を増やしたところで、地域の姿が変わることはないでしょう。現在、全国的に「官民協働」が叫ばれるようになりましたが、残念ながら、それが求められる理由を見ると、単に行政側の「効率化」を果たすためのものであることが多いようです。これでは、たとえ協働事業が増えたところで、市民はいつまでも行政サービスの安価な（もしくは無償の）下請け業者にし

かなれません。こうした状況に対して、市民側がしっかりと自らの地域の未来を見定め、「効率化」以上の理由と必然性を提言し、対話の中で事業の形をひとつひとつ定めることが必要です。こう言うと、中には手間と時間が想像以上にかかることに気づき、反論を述べられる方もいらっしゃると思いますが、「官民協働」とはそういうものであると私は思っています。

Q・5 住民主体のまちづくりに何が大切ですか？

A・5 地域のニーズや課題はすべて住民が有しています。問題は、それに住民自身が気づいているかどうか、それを満たすためのノウハウがあるかどうかということ。まさに、市民自治の現場で「私たちの地域には自発的に地域課題に取り組もうとする市民がいない」ということを耳にしますが、それは違うと思います。地域の中で何らかの問題が明らかになったとき、それを解決しようとして立ち上がる市民は、どの地域でも必ず存在します。そういう人や活動が見えてこない場合は、そのための情報がいかに公開・流通していかかったり、立ち上がるにもそのノウハウを学び取れる環境がないというだけのことです。「市民は必ず「自治の気風」を持っている」という、市民そのものへの信頼を絶対にあきらめないこと、これが、協働のまちづくりの現場で一番大切なことです。



▲工藤寛之さん

※共に創る。まち。は、10月・12月・2月に掲載します。

横手市

増田盆おどり保存会

事務局 魚谷 幹子さん

TEL:0182-45-5515 FAX:0182-45-4525

▲公開練習会の様子



活動ウオッチング

県南地域で活動している団体を紹介します。活動に興味を持たれた方、参加したい方は、各団体に直接お問い合わせください。

増田盆おどり保存会は、合併により地域の力が弱まり、伝統芸能が衰退していくことを危惧して、平成17年12月、盆踊りの保存と次世代への継承を目的に設立されました。一説では増田盆踊りは、今から640年前前に起きた増田城築城の悲話をもとに560年前に原型が出来たといわれています。踊りは5番まで振りが全て違って、保存会では、その踊りにまつわる歴史を学びながら保存継承の意識を高めていく取り組みを行っています。活動内容は、月2回の定期練習会のほか、6月、7月は会員以外の方にも参加してもらえよう地域に出向いて公開練習会も実施しています。また、増田盆踊りの誕生の舞台と言われる二本杉前で、会員手作りのロウソク灯籠で厳かに行なわれる奉納盆踊りは、当時から忍ばせる夏の風物詩にもなっています。他にも盆踊りを核とした地域交流、連携を図り共に学びたいと毎年12月に開催する「秋田盆踊りサミットin増田」は県内外から500人が一堂に介し盛り上がりつつあります。今後も盆踊りを広く伝承しながら、次世代への育成にも力を入れていきます。

クローズアップ

NPO会計マニュアル



●NPO会計マニュアル

1冊300円+送料で販売中。

NPO会計マニュアル「NPO会計税務サポートサイト」より同内容のマニュアルの無料ダウンロードも可能です。

問合せ:特定非営利活動法人 社の伝言板ゆるる

TEL:022-791-9323 FAX:022-791-9327

<http://www.yururu.com>

特定非営利活動法人社の伝言板ゆるる(事務局/仙台市)は、初心者にもわかりやすい、NPO会計マニュアルを発行しました。著者はNPOを支援しようとする全国の会計税務の専門家のネットワークである特定非営利活動法人 NPO会計税務専門家ネットワーク(事務局/東京)です。簿記や経理の知識のない人でも、NPOの会計担当者になった場合を前提に「これだけは知っておいて欲しいこと」をA5判60頁にできるだけやさしくまとめています。第1章〜第4章で構成されており、「NPO会計の概観」「勘定科目の設定」「帳簿のつけ方」「設立初年度の会計」ではそれぞれの基本的な考え方や実務上問題となる事例を取り上げながら、それを解決する方法が明記されています。この冊子を手にとり、NPO会計のノウハウを取得して、自分たちの活動の財産にしてみませんか。

国際相互理解、 文化的活動

制度名:平成 21 年度日本万国博覧会
記念基金助成金(独立行政法人 日本
万国博覧会記念機構主催)

対象団体:国及び地方公共団体を除く
公益的な事業を実施する団体。法人格
の有無は問いません。個人の申請は対
象外。

対象事業:万博の成功を記念するにふ
さわしく、かつ公益的な、次の活動が対
象。

1. 国際相互理解の促進に資する活動
(●国際文化交流、国際親善に寄与する
活動 ●学術、教育、社会福祉、医療お
よび保健衛生に関する国際的な活動
●自然の保護その他人間環境の保全に
関する国際的な活動)
2. 万博の成功を記念するにふさわし
い文化的活動(●日本の伝統文化の伝
承および振興活動 ●芸術及び地域文
化に関する活動)

助成金:●「国際相互理解の促進に資
する活動」100万円から3,000万
円の範囲内で、対象事業費の合計に対
し1/2以内の額。さらに事業形態によ
り限度額が定められています。●「万
博の成功を記念するにふさわしい文化
的活動」50万円の定額(事業費の合
計額が減少した場合は、減少した額ま
でとし、対象となる事業費の合計が
10万円未満となる場合は、助成金の
交付はありません)。

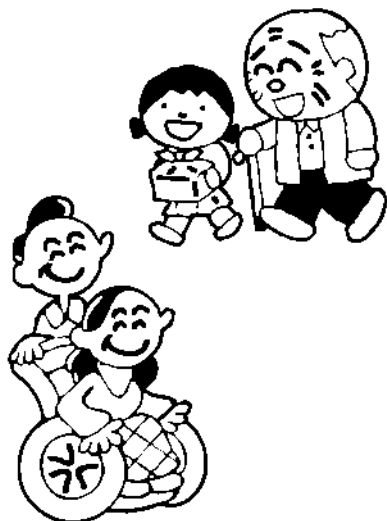
応募締め切り:9月30日

問い合わせ:

独立行政法人 日本万国博覧会記念機構
TEL: 06-6876-5581

関連 URL:

<http://www.expo70.or.jp/>



福祉

制度名:移動サービス支援助成事業
(二次募集)

対象団体:道路運送法第 79 条認可を
得て、新たに福祉有償運送・過疎地有
償運送を行う県内の NPO 法人、社会
福祉法人等の非営利法人。

対象事業:有償運送の開始に必要な次
に掲げる事業。●安全運転や乗降介
助等に関する運転者の研修 ●会員登録、
運行予約、配車、運転者との連絡など
運行システムの構築 ●有償運送事
業を開始する際の広報 ●ステッカー
やマグネットシート等による許可車両
であることの表示

助成金:1 団体につき 20 万円
(1 回限り)

応募締め切り:9月30日

問い合わせ:

秋田県健康福祉部福祉政策課

TEL: 018-860-1311

FAX: 018-860-3841

関連 URL:

<http://www.pref.akita.lg.jp> (美の国
あきたホーム)⇒健康・福祉⇒社会福
祉⇒地域福祉「移動サービス支援助成
事業」二次募集のお知らせ

まちづくり

制度名:平成 20 年度「みどり香るま
ちづくり」企画コンテスト

対象団体:地方公共団体、民間企業、学
校法人、商店街、町内会等の住民団体や
NPO など。

対象事業:まちづくりに「かおりの樹
木・草木」を用いて良好なかおり環境
を創出しようとする地域での企画。企
画の要件として、かおりの樹木・宿根
草・その他の草花を原則として 150
本(株)程度以上(かおりの樹木 30 本
程度以上を含む)使用する街区・近郊
地区等のかおりの演出であること。

表彰内容:環境大臣賞(1 点)は、表彰状
と、副賞として企画に応じたかおりの樹
木・宿根草・その他の草花の苗木・苗
を原則としてすべて提供。協会賞(2 点)、
入賞(5 点以内)は、表彰状と、副賞とし
て企画に応じたかおりの樹木・宿根草・
その他の草花の苗木・苗の一部を提供。

応募締め切り:10月31日

問い合わせ:(社)におい・かおり環境協会

TEL: 03-5835-0315

関連 URL:

[http://www.env.go.jp/air/akushu/
midori_machi/index.html](http://www.env.go.jp/air/akushu/midori_machi/index.html)

助成金情報

福祉

制度名:平成 20 年度一般助成事業
(清水基金主催)

対象団体:障害児・者福祉の増進を目的
として運営される民間社会福祉法人
施設。原則として開設後 1 年経過した施
設で、過去 2 年間当基金から助成を受け
ていない法人。NPO 法人は対象外。

対象事業:福祉施設の機能整備事業、
または同施設が行う在宅福祉サービス
等地域福祉活動推進のための機能整備
事業。

助成内容:施設福祉及び地域福祉に必
要な建物(新築、改修、増改築)・車輛・
機器等(1 法人あたり 50 万円以上
700 万円以内、原則として申込法人が
事業費の 30%以上 50%未満を負担
する)。

応募締め切り:8月31日

問い合わせ:社会福祉法人 清水基金
TEL: 03-3273-3503

関連 URL:

[http://www1.a.biglobe.ne.jp/s-kiki/
index.html](http://www1.a.biglobe.ne.jp/s-kiki/index.html)

地域づくり

制度名:地域福祉拠点づくり事業
(地域の緑創作り型)二次募集

対象団体:県内の社会福祉法人、特定
非営利活動法人、民間非営利組織(法人
格のない団体を含みます)。

対象事業:空き店舗等の既存施設を活用し、
高齢者、障害者、子供など対象者
を限定することなく、地域住民の誰もが
気軽に集い交流の出来る拠点を新たに
設置するための事業。

助成金:事業費(施設改修費、物品購入
費)の 1/2 以内で、1 団体 100 万円
を上限。

応募締め切り:9月30日

問い合わせ:

秋田県健康福祉部福祉政策課

TEL: 018-860-1311

FAX: 018-860-3841

関連 URL:

<http://www.pref.akita.lg.jp> (美の国
あきたホーム)⇒健康・福祉⇒社会福
祉⇒地域福祉「地域福祉拠点づくり事
業」二次募集のお知らせ

8/29 地域づくり自主ゼミ・第1回

「農業用水工事で流すお金を200%有効に地域で生かす案」
県も市町村も借金ぐるみで火の車、だけどお金を上手に
使うなら農家も住民も明日の暮らしに夢と希望が戻って
くる!

日時：8月29日(金)13:30～16:10

場所：横手市 秋田県南部男女共同参画センター

参加費：100円(資料代として)

主催・問合せ：成瀬の水とダムを考える会

TEL：0182-42-2311

E-mail：pum237@ybb.ne.jp

9/4 国際親善友情人形を贈る会

日時：9月4日(木)10:30～12:00

場所：横手市 旭小学校体育館

内容：日中平和友好条約締結 30周年と日中青少年友好
交流年を記念して、市松人形を中国に贈るための
式典。

料金：無料

主催・問合せ：横手かまくらボランティア協会

TEL：0182-32-2323(浅利)

9/5 平成20年度 秋田県中央男女共同参画センター事業 第1回地域サポーター養成講座 身近な環境を見つめよう!

～男女共同参画でデザインする持続可能な地域社会～

日時：9月5日(金)13:30～15:30

場所：秋田県中央男女共同参画センター

講師：萩原 なつ子さん(立教大学社会学部社会学科教授)

対象：地域で男女共同参画の推進的役割が期待され、活動
できる方他、関心のある方はどなたでも。

主催・問合せ：秋田県中央男女共同参画センター

TEL：018-836-7853 FAX：018-836-7854

9/6 介護サポート かがやきネットまつり!

心のバリアをなくして、皆が共生し、支えあう地域をつく
るために交流して楽しみましょう。

日時：9月6日(土) 10:00～16:00

場所：横手市ふれあいセンター かまくら館 5F

内容：福祉用具の展示、説明と体験、介護・福祉・健康相談、
バザー、ふれあい交流コーナー等

主催・問合せ：NPO法人 県南介護サポート かがやきネット

TEL：0182-32-2388 FAX：0182-36-0086

イベント 情報



8/20 第5回 シャベるヴェ

官民が一緒になって地域を良くしていく話し合いの場です。

日時：8月20日(水)13:30～16:00

場所：横手市 秋田県南部男女共同参画センター

主催：シャベるヴェ世話人会

問合せ：南部市民活動サポートセンター

TEL：0182-33-7002 FAX：0182-33-7038

8/23 自殺予防集会第4弾 緊急トークライブ! 「若者たちへ」 ～今考えるとき、絶望、そして希望へ～

日時：8月23日(土) 13:30～16:30

場所：湯沢市 ふるさとふれあいセンター

内容：二神能基さん(NPO法人ニュースタート)
むのたけじさん(詩集「たいまつ」)
荻田弘則さん(スタートライン)による
トークライブ他

参加料：無料

主催・問合せ：スタートライン

TEL&FAX：0183-56-8107(荻田)

8/27 助成金申請支援セミナー

団体にとって必要な助成金とは?ゲットするにはどうした
らいいの?

日時：8月27日(水) 13:30～15:30

場所：秋田県南部男女共同参画センター

講師：菅原 雄一郎さん

(NPO法人 あきたNPOセンター常務理事)

主催：秋田県地域活動支援室

実施団体：NPO法人 秋田県南NPOセンター

問合せ：南部市民活動サポートセンター

TEL：0182-33-7002 FAX：0182-33-7038



募集情報



◆男鹿和雄展ボランティアスタッフを募集します。

スタジオリブの「となりのトトロ」などで美術監督を務めた男鹿和雄さんの展示会です。

募集対象：高校生及び18歳以上の方

活動期間：9月19日～11月4日

活動内容：来館者受付、案内補助、作品監視、来館者の整理、駐車場整理他

申し込み締め切り：8月30日

問合せ：仙北市 平福記念美術館内 男鹿和雄展実行委員会事務局
TEL：0187-54-3888

◆秋田県内の地球温暖化防止活動の取り組みを大募集！

募集対象：秋田県内の活動であること。企業・団体・自治体・学校・グループ。

応募条件：地域との連携があり、ある程度二酸化炭素排出量削減の成果を出している取り組み、または間接的に貢献する取り組みであること。

応募締め切り：9月21日(日)

主催・問合せ：秋田県地球温暖化防止活動推進センター
(NPO法人 環境あきた県民フォーラム)

TEL&FAX：018-839-8309

<http://www.eco-akita.org/onsen/>



キャッチボール・ボード

読者の皆さんと編集部、もしくは読者の皆さん同士が、「はんさん」紙面や普段の活動から感じていることを伝え合うコーナーです。あなたが伝えたいことを、是非、お寄せ下さい。

はんさん33号の記事、ありがとうございます。拝読致しました。

私たちの活動が、全くその通り記事になっており感心致しております。1面の構成、素晴らしいと思います。4面の活動ウォッチングも素晴らしいと思います。私たちの考え方やしていることが、その通り記事になっております。本当に、出来映えの素晴らしさに喜び、感動し、安心しております。ありがとうございます！御礼申し上げます！
(大仙市 伊藤さん)

お寄せ下さい！

イベント情報掲載記事を募集しています。

○県南のボランティアイベント情報のコーナー

イベントタイトル/開催日時/会場/問い合わせ先/申込先・場所・電話・FAX/内容など100字程度でチラシがあれば一欄にお送り下さい。また、皆様のご意見、ご感想もいただければ幸いです。(次号は9月20日以降の情報です。)

〒013-0046 横手市神明町1-9 南部市民活動サポートセンター
「はんさん」編集部 TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038
E-mail: ssc7002@luck.ocn.ne.jp

9/6 チャレンジ! 雄物川カヌーツーリング

小・中学生と保護者を対象にカヌーツーリングを楽しみます。

日時：9月6日(土)13:00～9月7日(日)13:30
1泊2日

場所：秋田県立保呂羽少年自然の家・雄物川

募集対象：小学生3年生以上・中学生・その保護者
(子どもだけでも参加できます)

参加費：2,500円(宿泊・食事3食・保険代)

主催・問合せ：ほろっとキッズ(高橋大成)

TEL：0182-22-4511 FAX：0182-22-4517

9/7 三地区合同ファンド講演会

日時：9月7日(日)13:30～16:30

場所：秋田市 遊学舎

内容：地域づくりとNPOファンド「ファンドってなあ～に？」
講師：長崎 忍さん(新潟コミュニティ・バンク事務局長)

参加費：無料

主催：「(仮称)秋田県NPO地域づくりファンド」実行委員会

TEL：018-829-5801 FAX：018-829-5803

9/13 第7回センターまつり

センター登録団体発表会です。展示、模擬店、バザー、演奏など…どなたでの自由に参加できます。

日時：9月13日(土)10:00～14:00

場所：横手市 秋田県南部男女共同参画センター

主催・問合せ：秋田県南部男女共同参画センター
南部市民活動サポートセンター

TEL：0182-33-7018 FAX：0182-33-7038

9/17 横手おやこ劇場第61回鑑賞活動

マリオネット人形劇「チャハ丸とへへ丸」

日時：9月17日(水)

開場 18:45 開演 19:00(上演時間 60分)

場所：横手市ふれあいセンター かまくら館 5階

会費：入会金200円、月会費800円(大人も子どもも同額、3歳以下無料)

主催・問合せ：横手おやこ劇場

TEL：0182-33-0812(火・金 10:00～14:00)

9/21 秋田弁の昔っこ・大仙の集い

秋田弁による昔っこを開催します。

日時：9月21日(日)13:00～15:30

場所：大曲中央公民館

主催・問合せ：あきた民話の会 TEL：0187-65-2920(伊藤)

コラム
**県南弁
 ゼミナール**



③4 「きどころね」の巻

「着所寝」と書く。着のみ着のまま仮寝すること。風呂上りとか、アルコールを召し上がった後など。昔は炉端に座ぶとんを枕にして。薪ストーブの横もなかなかいい。その部屋の余熱が長く保てることが条件。一人暮らしの方が「キドコロネ」をあまりしないのではないか。起こしてくれる人がいるかいないかが問題。何しろこの上なく心地よく、安心感に満ちた時間であるから。現在でも季節を問わず習慣化している人は、横になれば精神的な安らぎがあるからに相違ない。

いつでもだれでも「キドコロネ」したらいいと勤めているのではない。「着所寝」のもつゆったり感を大切にしていきたいからである。

いつもの川柳まがいでまとめると

- キドコロネ 母とパッパに
起こされる
- キドコロネ するほど居間は
広くない

湯沢市在住 「全日本シルバード」 編集委員 佐藤伊世子

編集後記

ガソリン代の急騰で自転車を利用する回数がぐんと増えました。CO₂と体脂肪も減らせるので一石二鳥です。この季節、紫外線対策と水分補給には気をつけながら、ペダルをこぎ続けていきたいものです。(AKKO)

汗が吹き出る暑い夏も、お盆を過ぎると涼風を感じる時が増えてきます。トンボやコスモスもちらほら目にします。団体さんでは、秋のイベントに向けて準備にいそしむ頃となります。時は着実に流れます。今を大切にしたいです。(こまつ)

町内の子供たちが、毎夜、送り盆祭りの太鼓の練習をしています。こうした地域での活動ひとつひとつが、幅広い縦のつながりをつくり、地域への愛着につながっていくのだろうなあ、と思いました。(たけ)

秋田県市民活動情報ネット

<http://www.akita-kenmin.jp/npo/index2.asp>

秋田県のボランティアや市民活動などに関する情報や話題をみなさんのもとへお届けしています。登録していただくと団体のプロフィールや目的、事業などを紹介できます。ご希望の方には各地区の情報誌をお送りします。情報誌のダウンロードもできます。

南部市民活動サポートセンター

秋田県南部男女共同参画センターに併設しています。
 どなたでもお気軽にお立ち寄りください。

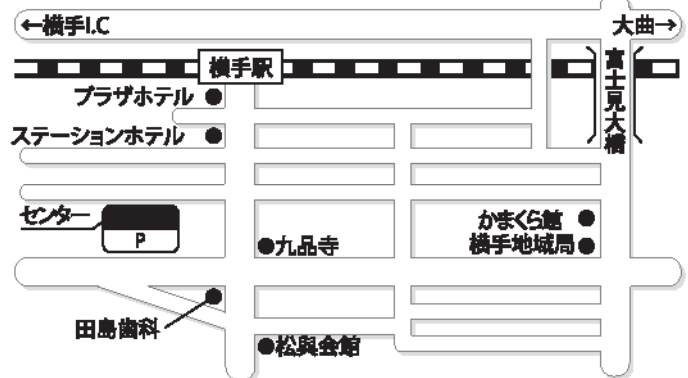
相談時間 午前9時～午後6時(月～水・金曜日)
 午前9時～午後5時(土曜日)
 木曜日・年末年始(12/29～1/3)は休館
 TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038
 E-mail:ssc7002@luck.ocn.ne.jp

ボランティア・NPOニュース 県南版 はんさん8月号
 2008年8月15日発行

発行:秋田県生活環境文化部地域活動支援室
 〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1
 TEL:018-860-1520

編集:特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター
 〒013-0046 横手市神明町1-9
 (南部市民活動サポートセンター)
 TEL:0182-33-7002 FAX:0182-33-7038

この印刷物は1,600部作成し、印刷経費は1部あたり27円です。



当センターは秋田県から委託を受けて、特定非営利活動法人秋田県南NPOセンターが運営しております。